

町民の皆様へ（町長メッセージ）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、政府において、令和2年4月7日に新型コロナウイルス感染症等緊急事態宣言がなされ、東京都をはじめ7都府県が緊急事態措置を実施すべき区域とされました。

その後、4月16日には、岩手県を含む全ての都道府県が緊急事態措置を実施すべき区域とされました。

岩手県内においては、本日現在、新型コロナウイルス感染症の感染者は確認されておりませんが、全国的な感染拡大に歯止めがかからず、深刻な状況となっております。

町では、役場内に紫波町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、分野別の相談窓口を開設しました。また、一部の公共施設を利用休止とすることといたしましたので、ご不便をおかけいたしますが、ご理解のほどお願いいたします。

この緊急事態にあたり、町民の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の予防のため、次の事項についてあらためてご協力をお願いします。

1 3つの密を避けましょう

※「3つの密」・・・換気の悪い「密閉空間」、
多数が集まる「密集場所」、
間近で会話や発声をする「密接場面」

2 丁寧な手洗いや咳エチケットを心がけましょう

※「咳エチケット」・・・咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえること

3 不要不急の外出は控えましょう

※「不要不急」には仕事や通院、生活の維持に必要な外出は含まれません

令和2年4月20日

紫波町長 熊谷 泉